

一人ひとりの尊厳が守られ、 共に生きるまち ごぼうを目指して

社会福祉課 ☎0738-23-5508

人権を考える強調月間 11月11日（木）～12月10日（金）

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利であり、日常の思いやりの心によって守られるものです。

御坊市人権施策基本方針に基づき、私たち一人ひとりが、さまざまな人権に関する問題について理解と関心を深め、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

同和運動推進月間 11月1日（月）～11月30日（火）

同和問題は解決に向かってはいるものの、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、全国的にみても、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。

このような中、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和2年3月24日から施行されています。この条例は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会を実現することを目指しています。また、引き続き、部落差別の解消のための教育・啓発や、住民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

市民の皆さんも、条例の趣旨をご理解いただき、部落差別は許されないものであるといった認識のもと、全ての方の人権が尊重される豊かな社会を実現していきましょう。

次のとおり、同和運動推進月間の取り組みの一環として、街頭啓発を行います。

日時	①11月2日（火）7：45～	②11月2日（火）15：30～	③11月13日（土）11：00～
場所	①JR御坊駅前	②ロマンシティ	③ロマンシティ

※街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止もしくは内容を変更する場合があります。

女性に対する暴力をなくす運動期間 11月12日（金）～11月25日（木）

女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組みの一環として、街頭啓発を行います。

◇日時 11月16日（火）10：30～

◇場所 ロマンシティ

◇主催 御坊市、ウイズ・ア・スマイル

※街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止もしくは内容を変更する場合があります。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月12日（金）～11月18日（木）

☎0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる様々な人権問題についての相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

◇相談日時 11月12日（金）～18日（木）8：30～19：00（ただし土・日は、10：00～17：00）

◇問い合わせ 和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

STOP！コロナ差別 ～不当な差別や偏見をなくしましょう～

新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する、不当な差別やいじめ、誹謗中傷、SNS等による心ない書き込みなどの人権侵害は、決して許されるものではありません。誰もが感染する可能性があることを理解し、噂やデマ等に惑わされず、国や県等の公的機関が提供する正確な情報に基づき冷静に判断し、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持って行動しましょう。

また、新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめ等に対応するための人権相談窓口が開設されています。

○コロナ差別相談ダイヤル（和歌山県）

☎073-441-2563（平日9：00～17：45）

○みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

☎0570-003-110（平日8：30～17：15）